商品概要説明書

変動金利定期預金 〔単利型〕

(株)清水銀行 (令和6年5月6日現在)

1. 商品名 · 変動金利定期預金〔単利型〕 2. 販売対象 ・法人および個人のお客さま 3. 期間 • 定型方式 2年、3年 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができ ます。この場合は、満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金〔単利型〕に 自動的に継続されます。 4. 預入 (1) 預入方法 ・一括してお預け入れいただきます。 ・現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。 証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 (2)預入金額 ・100 円以上(総合口座の場合は 10,000 円以上) (3) 預入単位 •1 円単位 ・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わ 5. 金利情報の 入手方法 せください。 6. 払戻方法 ・元金は満期日以後に利息とともにお支払いします。 7. 利息 ・ 預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用します。 (1) 適用利率 その後、預入日の6か月毎に、当行が預入の際に提示する自由金利型定期預金(M 型)または自由金利型定期預金の6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法によ り適用利率を変更します。 ・中間利払日以後および満期日以後に分割してお支払いします。 (2) 利払方法 中間利払日は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎 の応当日とし、約定利率の70%を中間利払利率(小数点第4位以下切捨て)と して計算します。 中間利払利率=約定利率×70% (3) 計算方法 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。 (4) 税金 ・法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)が適用されます。 ・個人のお客さまは 20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)が適用さ れます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則 20%(国税 15%、地方税 5%)ですが、平成 25 年 1月1日から令和19年12月31日までは、所得税額(国税15%)に対して2.1% の復興特別所得税が付加されます。 8. 手数料 9. 付加できる特約 ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 事項 貸越限度額は他の定期預金担保分を合算した金額の 90%(最高 300 万円まで)と なります。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率となります。 ・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高350万円まで非課税がご利用い ただけます。(マル優の適用については窓口にお問い合わせください) 10. 中途解約時の取扱 ・満期日前に解約する場合は、次の通りにお支払いします。 ①預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当 日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および 解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払いま ②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各 中間利払日数および別紙の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て

商品概要説明書 変動金利定期預金〔単利型〕

(株) 清水銀行

(令和6年5月6日現在)

	ます。) によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払 日から解約日の前日までの日数および別紙の預入期間に応じた利率(小数点第 4位以下は切捨てます。) によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約 利息」といいます。) を、この預金とともに支払います。
	期限前解約利息と、すでにお支払いした中間払利息支払額(中間利払日が複数 ある場合は各中間払利息額の合計額)との差額を清算します。
11. 預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金(決済用の預金を除く)と合算して元本 1,000万円までと利息が保護されます。
12. その他参考となる 事項	・証書式、通帳式での取扱ができます。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算 します。
13. 契約している 指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772